

第6章 文化財の保存・活用に関する取組み

1 文化財の保存・活用に関する取組み

文化財の保存・活用に関する具体的な取組みは以下のとおりです。各取組みは、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金）、県費、市費、その他民間資金等を活用しながら進めています。

（1）文化財の価値・魅力を「知る」

方針・取組	取組主体						取組時期	
	行政	専門機関	関係団体	所有者	市民・地域	前期 R8~11	後期 R12~14	
①文化財の把握調査、現況確認調査の推進								
1 調査済み類型・種別の現況確認調査 重 把握調査から時間が経過し現況が確認できていない文化財について、未指定文化財を含めた現況確認調査を行い、文化財データベース/リストの情報を更新する。調査は類型・種別ごとに地域単位で実施し、変容著しく緊急性の高い寺社や古民家から優先的に取り組む。	◎		○	○	○		→	
2 未調査類型・種別の把握調査 重 未調査の文化財類型・種別について地域単位で把握調査を実施し、未指定の文化財を把握する。特に文化財の保存技術を優先的に把握する。	◎	○	○	○	○		→	
②文化財の価値や魅力を明らかにするための調査・研究と成果の公開								
3 都市アイデンティティ関連遺跡の発掘調査の実施 重 加曾利貝塚や千葉氏関連遺跡等の都市アイデンティティに関連する重要な遺跡について、大学等の専門機関と連携した発掘調査等を実施し、価値や魅力を学術的に裏付ける。	◎	○	○	○			→	
4 縄文文化研究の推進 市内の貝塚研究を推進し、専門研究の深化と諸分野との共同研究を推進する。	◎	○	○				→	
5 郷土史研究の推進 郷土史研究を推進し、専門研究の深化と諸分野との共同研究を推進する。	◎	○	○	○			→	
6 市史編さん事業の推進 郷土博物館を中心に市史編さん事業を実施し、市史を刊行する。	◎	○	○				→	
7 縄文文化研究の成果公開 縄文文化の研究成果は、遺跡発表会やシンポジウム、加曾利貝塚博物館や埋蔵文化財調査センターの企画展開催のほか、研究紀要等への掲載により公開する。	◎						→	
8 郷土史研究の成果公開 郷土史の研究成果は、大学と連携して実施するシンポジウムや郷土博物館の企画展開催、研究紀要への掲載により公開する。	◎	○					→	

（新）：新規事業、（重）：重点的に取り組む事業

◎：主体、○：協力

方針・取組	取組主体					取組時期	
	行政	専門機関	関係団体	所有者	市民・地域	前期 R8~11	後期 R12~14
②文化財の価値や魅力を明らかにするための調査・研究と成果の公開							
9 指定等による保護の推進 把握・現況確認済みの文化財について、指定等文化財候補として詳細調査を行う。必要に応じて千葉市文化財保護条例に基づく指定等の保護措置をとる。特に、変容著しい民俗文化財を中心に実施する。	◎	○	○	○			→
③文化財を知る機会・場所の創出							
10 文化財の公開・展示 加曽利貝塚博物館、郷土博物館、埋蔵文化財調査センター、市美術館で企画展を実施するほか、研究成果に基づいて常設展示の一部更新を行う。	◎	○	○				→
11 文化財関連講座の企画、開催 加曽利貝塚博物館、郷土博物館、埋蔵文化財調査センター主催のイベントや講座を、関係各課・団体と共に・委託で開催する。	◎	○	○		○		→
12 展示可能施設の確認・連携 ^新 区役所や公民館等の空きスペースを利用した新たな展示施設を開拓する。また、各施設と連携し地域に合わせた展示を行うことで、市民が文化財に触れる機会を増やす。	◎		○		○		→
13 加曽利貝塚博物館の再整備 ^重 特別史跡加曽利貝塚新博物館基本計画等に基づき、加曽利貝塚博物館の再整備を行う。	◎	○					→
④文化財情報の効果的な発信							
14 大学等機関との連携による若年層への訴求力の向上 ^新 文化財に興味関心の薄い若年層を対象に、文化財の価値や魅力を探し活用方法を検討するワークショップを、大学等機関と連携して実施する。市はこの成果を活用し、若年層に訴求する文化財の価値や魅力を発信する方法を検討する。	◎	○		○	○		→
15 多様な媒体を活用した文化財関連情報の発信 市広報媒体(広報紙・テレビ・ラジオ、ホームページ、SNS)のほか、バスやモノレールの車内広報、駅頭ポスターや新聞広告、市内外の観光協会等多様な手段で、文化財の紹介、イベント・講座開催情報、関係団体の活動情報を発信する。	◎		○		○		→
16 加曽利貝塚 PR 大使かそりーぬの利用促進 加曽利貝塚 PR 大使かそりーぬの市政全般や民間での利用を促進することで、広く文化財の魅力を広く PR する。	◎		○		○		→
17 文化財説明板の適切な維持管理 文化財説明板の設置状況を調査し、必要に応じて新規設置、修理、建替えを行う。	◎			○	○		→
18 文化財紹介ツールの内容更新 文化財説明板やホームページ等の文化財紹介文を隨時見直し、最新の情報に更新する。	◎						→

(新) : 新規事業、(重) : 重点的に取り組む事業

◎ : 主体、○ : 協力

(2) みんなで文化財を「活かす」

方針・取組	取組主体					取組時期	
	行政	専門機関	関係団体	所有者	市民・地域	前期 R8~11	後期 R12~14
⑤保存・活用を推進するための体制整備							
19 文化財のデータベースによる管理及び情報公開 ^新	◎						➡
文化財リストを元にデータベースを整備・管理し、文化財の現況や問題点等を確認しやすくする。また、市民が文化財を知り、幅広く活用するために、公開可能なデータはホームページ等で公開する。							
20 専門職員等の確保・育成	◎						➡
文化財保護に必要な専門知識を持つ職員を確保する。特に民俗文化財や美術工芸品、建造物を専門とする職員の確保に努める。外部機関が実施する専門研修に職員を派遣する。							
21 業務マニュアルの整備	◎						➡
文化財を適切に保護するため、個々の職員の知識や経験に基づくノウハウを業務マニュアルとして整備する。							
⑥多様な主体との連携促進							
22 文化財保存活用協議会による地域計画の進捗管理 ^新	◎	○	○	○	○		➡
多様な主体からなる文化財保存活用協議会を定期的に開催し、地域計画の進捗状況を共有して新たな課題の抽出や取組みの見直しを行う。							
23 庁内職員を対象とした講座の実施 ^新	◎						➡
府内職員を対象に、文化財に関する講座を実施し、関係各課による文化財の活用を促進する。							
24 関係自治体との連携事業の実施 ^新	◎						➡
千葉氏や貝塚等の市域を越えて広がる文化財について、関係する自治体と連携して活用を進める。							
⑦市民や関係団体の活動の確認と相互連携							
25 関係団体の活動調査 ^新	◎		○		○		➡
文化財を保存・活用する地域の担い手と連携するため、公民館等で活動する関係団体やその活動を確認する。							
26 文化財を守り活かす市民や関係団体の育成・支援	◎	○			○		➡
文化財を守り活かす市民や関係団体の育成・支援のため、ボランティア養成研修や文化財に関する講座を実施する。							
27 市民や関係団体の相互連携 ^新	○	○		○	○		➡
活動する市民や関係団体の情報を団体間で共有し、相互連携を図る。							

(新) : 新規事業、(重) : 重点的に取り組む事業

◎ : 主体、○ : 協力

方針・取組	取組主体					取組時期	
	行政	専門機関	関係団体	所有者	市民・地域	前期 R8~11	後期 R12~14
(8)文化財の価値や魅力を伝える多角的な活用							
28 保存活用計画等に基づく加曾利貝塚の整備 ^重	◎	○					→
保存活用計画やグランドデザイン等に基づき、加曾利貝塚の史跡整備を進める。							
29 観光やまちづくり事業での文化財活用の促進 ^新	◎		○	○	○		→
観光やまちづくり事業を主導する関係課や民間企業・旅行会社等へ文化財情報を提供し、文化財の活用を促す。							
30 文化財の価値や魅力を活かしたユニークベニュー[*]の検討 ^新	◎		○	○	○		→
MICE 主催者へのニーズ調査等、建造物や史跡等のユニークベニューとしての活用を、観光担当課と連携して検討・調整を行う。							
※ユニークベニュー=文化財や文化的施設で会議やイベントを実施し、特別感や地域特性を演出することを目的とした活用手段。							
31 文化財めぐりへのシェアサイクルの活用推進 ^新	◎				◎		→
関係課と連携し、シェアサイクルを文化財めぐりの交通手段として活用できるよう、サイクルステーションのない地域にも設置を促す。シェアサイクルによる文化財めぐりを呼びかけることでシェアサイクルの利用促進にもつなげる。							
(9)学校教育における文化財の活用の促進							
32 小・中・高等学校における文化財を活用した授業の実施	◎		○		◎		→
小・中・高等学校に専門職員が出向き、文化財を活用した出前授業や博物館等施設や史跡等の見学を実施する。学習効果を高めるため、専門職員やボランティアによる解説や体験プログラムを行う。							
33 博物館等施設へのエデュケーターの配置	◎		○				→
出前授業や見学の効果的な活用を促進するため、教員と専門職員をつなぐエデュケーター(教育普及担当職員)を博物館等施設に配置する。エデュケーターには、元教員等の学校教育現場を熟知している者を配置する。							
34 教員のニーズ把握	◎						→
アンケート等により、文化財の授業への活用について学校や教員のニーズを把握する。							
35 教員に対する地域の歴史に関する授業実施の支援 ^新	◎		○				→
教員を対象とした歴史講座や学習プログラムの提案を地域ごとに行い、地域の歴史に関する授業を支援する。							
36 地域の歴史や文化財に関する授業への専門職員やボランティア講師の派遣	◎		○				→
地域の歴史や文化財に関する授業に、専門職員や地域の関係団体等からボランティア講師を派遣し、授業を支援する。							

^新：新規事業、^重：重点的に取り組む事業

◎：主体、○：協力

(3) 文化財を先の世代まで「守る」

方針・取組	取組主体					取組時期	
	行政	専門機関	関係団体	所有者	市民・地域	前期 R8~11	後期 R12~14
⑩文化財の適切な保存・管理							
37 市が管理する史跡等の適切な維持管理 市が管理する史跡等の除草及び伐木等、維持管理を継続的に実施する。	◎		○		○		→
38 市が管理する文化財建造物の適切な保存・管理 旧生浜町役場庁舎及び千葉市ゆかりの家・いなげ(旧武見家住宅)について、日常的な管理を適切に実施するとともに、必要に応じて修繕や耐震補強工事を行う。千葉市民ギャラリー・いなげ(旧神谷伝兵衛稻毛別荘)について、保存活用計画に基づいて保存・管理及び修繕を行う。	◎		○				→
39 市立博物館等文化財収蔵施設による文化財の適切な保存・管理 <u>存・管理</u> 市が管理する有形文化財（美術工芸品）や有形の民俗文化財について、加曽利貝塚博物館・郷土博物館・埋蔵文化財調査センター等で適切に保存・管理する。	◎						→
40 市以外の者が管理する指定等文化財の適切な保存・管理の支援 市以外の者が管理する指定等文化財について、定期的に所有者・管理者に現況を確認し、寄贈や寄託に応じる等、適切に保存・管理できるよう助言する。	◎		○	○			→
41 未整備の史跡や建造物等の保存活用計画の検討 指定等の史跡や建造物等のうち、優先すべき文化財を選定し、その保存方法や維持管理の方向性を示す中長期的な保存活用計画を検討する。	◎	○					→
42 埋蔵文化財保護制度の周知徹底 埋蔵文化財の保護制度や取組みを開発者に対して周知徹底し、諸手続きの見直しを検討する。	◎			○	○		→
43 適切な埋蔵文化財調査 埋蔵文化財包蔵地での開発行為に際しては、開発者からの届出に適切に対応するとともに、開発者・土地所有者の理解を得て、必要に応じ発掘調査等を確実に行う。	◎			○	○		→
⑪文化財収蔵施設の適切な管理							
44 市立博物館等文化財収蔵施設の適切な維持管理 加曽利貝塚博物館・郷土博物館・埋蔵文化財調査センター、市美術館は、収蔵環境の維持のため、施設の日常的な管理を適切に実施するとともに、必要に応じて修繕等を行う。	◎						→
45 収蔵スペース不足の解消 より効率的な収蔵方法を検討するとともに、新たな収蔵場所を探し、収蔵スペース不足解消に努める。	◎						→

(新) : 新規事業、(重) : 重点的に取り組む事業

◎ : 主体、○ : 協力

方針・取組	取組主体					取組時期	
	行政	専門機関	関係団体	所有者	市民・地域	前期 R8~11	後期 R12~14
⑫文化財の防災・防犯の推進							
46 個々の文化財の防災・防犯状況の調査 個々の文化財、特に個人や寺社等が所有・管理する文化財の防災・防犯状況を調査し、現況を確認する。	◎		○	○			➡
47 災害時等の被害予測を踏まえた対策の検討 千葉市地震・風水害ハザードマップ等を活用して文化財ごとに被害を予測し、被害予測を踏まえた対策を、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等を参考に検討する。	◎		○	○			➡
48 災害時等の連絡体制や防災・防犯マニュアルの整備 ^新 災害時や盗難被害等発生時の連絡体制や防災・防犯マニュアルを整備し、所有者・管理者に配布する。	◎	○	○	○			➡
49 文化財の防災・防犯講習会や文化財パトロールの実施 所有者や市民を対象に、文化財の防犯・防災に関する講習会を開催するほか、市民の協力を得て文化財パトロールを定期的に実施する。	◎	○	○	○	○		➡
⑬継承支援策の強化							
50 補助金の交付による支援 市指定文化財の維持管理や修理、無形の民俗文化財の伝承に対し、補助金を交付する。	◎						➡
51 国・県や民間による補助・助成制度の活用促進 文化財の情報や用途から、活用可能な補助・助成制度を所有者等に提案し、申請を支援する等、制度の活用を促進する。	◎		○				➡
52 所有者を対象に文化財管理に関する講習会を実施 ^新 新規所有者や管理者等を対象に、文化財の適切な保存・管理方法や心構えについての講習会を実施する。	◎		○				➡
53 芸能大会への参加促進による活動機会の創出 無形の民俗文化財の発表の機会は、後継者獲得につながる可能性があるほか、存続への意欲向上も期待できるため、保存団体に対し、芸能大会の開催情報を提供して参加を促し、活動機会を創出する。	◎		○	○			➡
54 担い手不足の解消を目的とした郷土芸能保存団体間の交流の促進 郷土芸能等の担い手不足解消のため、担い手の共有を目指し、関連する保存団体間の交流を促進する。	◎		○	○			➡

(新) : 新規事業、(重) : 重点的に取り組む事業

◎ : 主体、○ : 協力